

第二十六回 参議院地方行政委員会會議録第二十八号

昭和三十一年四月二十三日(火曜日)午前十時四十九分開会

委員の異動

四月二十日委員山本經勝君辞任につき、その補欠として木下友敬君を議長において指名した。本日委員成田一郎君辞任につき、その補欠として森田豊壽君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 本多 市郎君
- 理事 大沢 雄一君 加瀬 完君
- 委員 伊能繁次郎君 小林 武治君 小柳 牧衛君 館 哲二君 安井 謙君 吉江 勝保君 占部 秀男君 鈴木 壽君 森 八三二君

- 國務大臣 大久保留次郎君 田中伊三次君
- 國務大臣 横山 和夫君 加藤 精三君 小林與三次君
- 自治庁次官 福永與一郎君
- 事務局長 常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

- 理事の辞任
- 連合審査会開会に関する件
- 消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(内閣送付、予備審査)
- 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案(予備審査)
- 地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(本多市郎君) これより委員會を開きます。

委員の異動がございました。去る二十日山本經勝君が辞任されました。木下友敬君が補欠選任されました。また本日成田一郎君が辞任されました。森田豊壽君が補欠選任されました。

○委員長(本多市郎君) 次に、理事の辞任についてお諮りいたします。理事小林武治君より、書面をもって理事を辞任したい旨のお申し出がございました。小林君の理事辞任を許可することに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

昨日委員長及び理事打合會を開き、協議いたしました結果、ただいま内閣委員会において審査中の給与方法について、連合審査会を開くことを決定いたしました。つきましては、理事會決定通り、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案について、内閣委員会に対し、連合審査会開会の申し入れを行うこととして御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時は、内閣委員長と協議の上決定いたしますこととなりますので、この点、あらかじめ委員長に御一任を願っております。

○委員長(本多市郎君) 次に、ただいままで本委員会に予備審査のため付託されております法案中、いまだ政府より提案理由の説明を聴取しておられませんもの三件がございますので、この際、これらについて、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

まず、消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案について、説明を聴取いたします。

○國務大臣(大久保留次郎君) 今回提案いたしました消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に御説明申し上げます。

百七号として公布され、昭和三十一年十一月二十日から施行されたものであります。また、同日付をもって消防団員等公務災害補償責任共済基金も成立したのであります。この基金法の審議の過程におきまして、水防団員等にかんして、本法と同様の措置をすみやかに講ずることの附帯決議が行われ、また強い意見が述べられたのであります。

御承知のように、この基金法は、非常勤の消防団員及び消防作業に協力援助した者に対する措置について規定しているものであります。政府といたしましては、右の経緯にかんがみ、水防団員等に対する損害補償の現状を検討いたしました結果、非常勤の水防団員もしくは水防団員または水防に協力援助した者についても、非常勤の消防団員等と同様に、この基金法において市町村その他の水防管理団体の支払責任を共済することとするのが、非常勤の水防団員等の損害補償の確立のために最も適切な措置であると考えましたので、今回消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案として、ここに提案いたしました次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を

改正する法律案、以上二案を便宜一括して説明を聴取いたします。

○國務大臣(田中伊三次君) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年創設されました国有資産等所在市町村交付金の制度は、固定資産税を課さないものとされてきた。国または地方公共団体が所有する固定資産について、そのうち、国または当該地方公共団体以外の者が使用している固定資産、国有林野の土地及び発送変電施設の用に供する固定資産については、現に固定資産税の課されている他の同種の固定資産との均衡及び当該固定資産と所在市町村との間における受益の關係等を考慮して、所有者たる国または当該地方公共団体から固定資産税相当額を資産所在の市町村に交付することとするものであります。これに該当する固定資産でありまして、行政協定によりアメリカ合衆国の軍隊に使用させている固定資産につきましては、この制度を適用しないものとしたのであります。しかしながら、アメリカ合衆国の軍隊に使用させている固定資産の中には、住宅施設、福利、厚生または娯樂施設、工場、倉庫、ドック等の企業の施設等のごとく、現に固定資産税を課されているものとその性格または使用の実態の異なるものがあります。また、飛行場や演習場の用に供する土地のごとく、市町村の区域内に広大な面積を占有し、かつ、市

○委員長(本多市郎君) 次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を

○委員長(本多市郎君) 次に、連合審査会の開会についてお諮りいたします。

○委員長(本多市郎君) 次に、連合審査会の開会についてお諮りいたします。

町村の財政に著しい影響を及ぼしているものが存するのであります。

このような事情によりまして、当委員会からも、これらの施設所在の市町村について適切な財政措置を講ずべき旨の御決議をいただいたのであります。

が、これらの固定資産を直ちに国有資産等所在市町村交付金の対象に加え、すことは、資産の性格上若干問題のあることでもありますので、この御決議にこたえ、かつは、これらの施設所在の市町村に財源を与えるため、別途国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付するものとする制度を創設いたしました。その交付を受ける市町村、交付の基準等につきまして、所要の規定を設ける必要があるものでございまして、これがこの法律案を提案する理由でございます。

次に、この法律案の具体的内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、本助成交付金の交付を受ける市町村は、すでに御説明いたしましたように、国が所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に關する法律第二条の規定により使用されている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村といたしております。固定資産の範囲は、さらに政令で定めることになっておるのであります。現に固定資産税を課されており、同種の固定資産との均衡等も考慮して、おおむね、住宅施設等の用に供する固定資産、福利、厚生または娯樂施設の用に供する固定資産、工場、倉庫及びドックの用に供す

る固定資産、飛行場及び演習場の用に供する土地等は、この範囲に加えないと考へておるのであります。

第二に、本助成交付金の額は、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して決定するものといたしてあります。具体的な交付の基準は、政令で定めるのであります。原則として、本助成交付金の交付対象となる固定資産の価格を基礎として算定した額によるものとするとともに、とくにこれらの固定資産が所在することによつて財政の運営に著しい支障があると認められる市町村に対しては、その財政の状況等を考慮して算定した額を加算するものといたしたいと考へておるのであります。なお、本助成交付金の総額は、昭和三十三年度におきましては、五億円を予定してあります。

第三に、本助成交付金の算定及び交付に關する事務は、自治庁長官が行うものとされておるのであります。その交付時期等につきましては、政令で所要の規定を設けることといたしてあります。

以上が、国有提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律案の趣旨でございます。

なお、續いて、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

すでに本国会におきまして成立いたしました市町村地方税法の一部を改正する法律によりまして、大規模な償却資産に対して課する固定資産税につきま

き上げが行われているのであります。国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度は、国もしくは地方公共団体または公社が、その所有する固定資産にかかる固定資産税相当額を固定資産税にかえて所在市町村に交付し、または納付する制度でありますから、固定資産税の課税限度額の引き上げに対応して、大規模の償却資産にかゝる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額につきましてもこれを引き上げる必要があらります。

また、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するために借り受けている車両につきましても、これを市町村納付金の対象とするものとするほか、所要の規定の整備を要する理由であります。これがこの法律案を提案する理由であります。次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。

第一は、市町村納付金の客体に日本国有鉄道の使用する民有車両を加えたこととあります。さきに述べましたように、日本国有鉄道が直接その本来の事業の用に供するため車両製造業者より借り受けている車両につきましても、その使用及び借り受けの実態にかんがみ、所有者に固定資産税を課するかわりに、これを日本国有鉄道が所有する償却資産とみなしまして、市町村納付金の客体とすることを適当と考へたからであります。

第二は、大規模の償却資産にかゝる市町村の交付金算定標準額または納付金算定標準額の限度額は、改正された固定資産税の場合に準じまして引き上げることとしたのであります。大規模の償却資産に対する固定資産税に

ついての所在市町村の課税限度額がさきの地方税法の改正に際して引き上げられましたので、これに対応して、人口段階ごとにきまされた該当資産の価格の限度額を引き上げるとともに、これらの制度を適用した結果当該市町村の基準財政収入見込額が基準財政需

要額の一定割合に相当する額を下回るものとなるときはその割合に相当する額となるまで課税限度額を引き上げるものとする財源保障率を現行の百分の百二十から百分の百三十に引き上げ、また、新たに建設された工場または発電所の用に供する大規模の償却資産につきましても、右の財源保障率を、当該償却資産について市町村交付金を交付することとなった最初の年度から五年間内に限りまして特に引き上げるものとしておるのであります。なお、公社が所有する償却資産で、鉄道または電気通信の用に供するもののうち総理府令で定めるものにつきましては、大規模な償却資産にかゝる市町村の納付金算定標準額の限度を定める規定は、これは適用しないものといたしてあります。これは、自治庁長官が価格を關係市町村に配分したてております日本国有鉄道または日本電信電話公社の所有する償却資産のうち、軌道の延長キロメートル数または開通電話の数に按分して配分しているものにつきましても、その配分方法の特殊性にかんがみ、このような償却資産について納付金算定標準額の制限規定を適用することとは適当でないと考えられることによるものであります。

以上御説明申し上げましたものは、公社の所有いたしてあります固定資産の価格を關係市町村に配分した後

において、その配分した価格に錯誤があることを発見いたしました場合においては、翌年度においてこれを修正するものとし、また、交付金算定標準額または納付金算定標準額の端数計算につきましても、固定資産税の課税標準額の端数計算の、交付金額または納付金額の端数計算については固定資産税額の端数計算の、それぞれ例によるものとする等の規定の整備をはかつてあります。

以上が国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

○委員長(本多市郎君) だいたい説明を聴取いたしました三法案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(本多市郎君) 次に、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を議題に供します。

本案の提案理由説明は、すでに聴取いたしましたとおりですが、この際、さらに内容の詳細について、政府委員より説明を聴取いたします。

○政府委員(小林與三君) お手元にお配りしてございます。地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案要綱、これに基づきまして簡単に御説明申し上げます。

その一つは、地方財政法の改正でございます。一は、地方公共団体は、予算を編成し、執行し、その他支出の増加又は収入の減少の原因となる行為をしようとする場合においては、当該年度のみならず、翌年度以降における財政の健全

な運営をそこなうことのないようにしなればならないものとする。財政法の四條の二の改正でございませう。その改正は、きわめて書いてありますこととはしごくもつともなことでございまして、これは、財政運営の建前からいへば、いやしくも後年度以降に影響のあるような行為をしようとするときには、後年度以降の健全な財政計画を頭に置いて作るべきことは当然な次第なのでございませう。書いて書かなくともいいじゃないかという理屈さもあるぐらゐの当然の規定でございませう。御承知の通り、現在の財政法におきましては、地方財政運営の基本方針を教条にわたって規定いたしておるのでもございませう。第二条において財政運営の基本を書き、それをやや細目的に、三条において予算の編成を書き、四条において予算の執行を書き、それから、四條の二において、財源の年度間の調整の規定を置いておるのでございまして、これらの規定とともに、もう一つは、個々の財政行為をする場合において、後年度以降における問題を考慮するようにというところを書き必要を認め、特にこれを明らかにいたしたのでございませう。特に再建団体だけでございませんで、いろいろの団体の財政の執行を見ておきますと、特に極端なのは、予算外義務負担行為というふうな行為を予算を通じてやるものでございまして、それが後年度に非常に影響を与える、それがやや行き過ぎておりまして、たとえば、橋をかけたたり何かするようなどまで、予算外義務負担をやつたりしておるような傾向さあるぐらゐでございまして、財政の運営上はなほ適当ではない。そこらの点

をはつきりさせまして、地方団体の運営の基準を明かにしたい、こういう趣旨でございませう。それから次の二は、「地方公共団体が行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもつて充てるもので政令で定めるものについては、特別会計を設けて経理すべきものとする。」これは六條の改正でございまして、現在の六條におきまして、公営企業の経営について特別会計を設けて、もつぱら企業の経営に伴う収入をもつて充てる原則を置いておるのでございませう。しかしながら、ものによりましては、こうして純粋に公営企業で当然全部行ふべきもの、それほどでございませうが、相当収益が上つて、主たる財源を当該収入をもつて充てるべきものが少くないのでありませう。たとえば、簡易水道のごときも、あるいは港灣の埋立事業のごときも、あるいは、團場のような事業が実はこのとが、これは、今まで一般会計で持つておつたのでございませう。しかし、これらも経営を合理化する精神から申しますと、むしろ特別会計を設けて、経理の厳正を期した方がよろう、こういうことを考えまして、特にこの六條の二項を設けて、いろいろのものは特別会計で経理して、経営の合理的運用をはかるべきことを明らかにいたしたものでございませう。中には政令で定めることとしておりますが、政令では、今申しましたように、簡易水道とか、あるいは層場とか、港灣の埋立事業というふうなものも考えたいと思つております。これは、ちょうど本年度起債の計画のときに御説明申しましたが、いわゆる公営企業でな

しに、準公営企業でも申しますか、収益的な建設事業として一つのワクを設けて、一般会計からはすす扱いはいたしまして、そういうものの主たる財源は起債でやる、そしてあとの経営は、その事業からあがる収入を中心にしてやる、そういうもののかね合ひで、ここにこういう規定を設けて、受け入れの態勢もはつきりすることにいたしましたのでございませう。

それから三番目は、「内閣総理大臣が定める特定計画に基く地籍調査に要する経費については国庫がその一部を負担することとする等負担区分に関する規定を整備すること。」これが十條の二十三号の二の改正でございませう。国土調査法に基く改正でございまして、十條では、御承知の通り、国が負担すべき経費を列挙いたしておるのでございませう。今度国土調査法が変更されて、内閣総理大臣が定める特定計画に基く地籍調査に要する経費につきましては、国が負担金を出すという建前になりましたので、その関係の改正をこの機会にいたしたいと存するのでございませう。

第四は、「その他規定の整備をはかること。」でございまして、これは、特別に申し上げるような大きな規定はございませう。いろいろこの負担金の支出その他につきまして文句がある場合に、公共団体が不服を申し出る手続が書いてございませうが、その手続上の規定を是正いたし、自治庁長官を経由して内閣に申し出すというふうな手続規定を整備いたしたのでございませう。それが中心でございませう。

それから次に、地方財政再建促進特

別措置法の改正を第二条において行うことにいたしました。この規定は、法律の条文はちよつとわかりにくいと思ひますが、要綱をごらん願ひますと、

「財政再建団体（法第二十二條第一項の規定による財政再建団体を除く。）が財政再建計画の承認を受け、た日以後に法第二十四條第一項の規定により起した退職手当債もこれを財政再建債とみなして、利子補給を行うものとすること。」これは何でもない規定でございませう。従来の規定が少しミスといへばミスだったのでございませう。施行期日等の関係でずれてしまつたのですが、財政再建債には利子補給をやると、そのうちに、例の退職手当債につきましては利子補給をやることになつておるのでございませうが、この退職手当債が、再建団体になる前にすでに退職手当債を承認を受けておるものがあるものでございまして、その前にやつた退職手当債につきまして、この規定の上ではどうも読みにくいものが実は一つありましたので、そういうものにつきましては、文句なしにこれは財政再建債とみなして利子補給をやるのでございませう。財政再建計画の承認を受けた日以後に起したと、その起したというところの感じで、妙な解釈がありまして、一部のものに当らぬといふことになつておりました、ちよつと団体の数にすると六十一ですが、利子補給額二千八百万円くらいの金額のところだけプランクがこれはできておりまして、これは規定の読み方だけの問題でございませうが、その読み方を整理しよう、こういうのがこの改正でございませう。

○委員長（本多市郎君） これより本案について質疑に入ります。質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。

○占部秀男君 ただいまの御説明の中で、財政法の第六條の追加の問題ですが、見出しで「公営企業」とあるやつを「公営企業等」と改めた。等と改めるというところは、内容的には政令で定めるものという形のものか等という内容をなすのではないかと、いろいろに考えるのですが、この具体的な例はどういうことになりませうか。

○政府委員（小林與三次君） お話の通りでありまして、今の財政法の第六條では、いわゆる純粋と申しますか、公営企業として軌道、地方鉄道、自動車交通、電気、ガス、水道、こういう、純粋に企業と同様に考えられるものを公営企業と言つておるわけでありませう。今度二項を設けましたのは、そこまでいきませんが、簡易水道、それから港灣、埋立事業、層場、そういうものを政令で列挙したい、こういう考えでありませう。

○占部秀男君 そうすると、今度は層場であるとか、港灣その他は、経理はすべて特別会計で行わなければならぬ、というふうな限定されるわけですね。

○政府委員（小林與三次君） そういふものを政令で定めませうと、そういうことにならぬわけでありませう。

○占部秀男君 そこで、たとえば、地方によつては、その政令で定める対象の問題なんですけれども、これはなかなか特別会計でやつても、たとえば、同じ港灣にしても、大きな港灣事業の場合と、東京のような場合と、他の小

さいような土地の、何と申しますか、地方団体の特色によって、いろいろ複雑な事情があると思うのです。かりに、この中でどういふものが指定されるか、政令で見ないとわからないのですが、たとえば、病院のような場合も、やはりこの中に入りますか。

○政府委員(小林興三次君) 病院はこれの中には入りません。

○占部秀男君 公営企業として入っているわけですね。

○政府委員(小林興三次君) そういふわけですね。

○占部秀男君 そうすると、主として土木関係のものが多くわけですね。

○政府委員(小林興三次君) 今申しました通り、簡易水道が典型的なものだと思ひます。普通の下水道は十分企業として成り立ちますが、簡易水道はそうはいかない。そこで、御承知のように、一部補助を出しまして、そのあとを起債でみよ。それから港灣につきましては、埋立事業です。普通の岸壁とか、護岸とか、それはもちろん、一般公共事業で全部まかなうのでござい

ます。

○加瀬完君 今御説明の、新しく入りました四條の二、これを特別入れなければならぬ理由は何ですか。

○政府委員(小林興三次君) これは、今申しましたけれども、第二條で「地方財政運営の基本」と書いてあります。地方財政の健全な運営を考へるといへば、当然こういふことを考へるのは当りまえだという理屈も成り立つたろうと思ひます。しかしそこで、三條と四條で「予算の編成」とか、「予算の執行等」につきまして、分けて原則を書いておるわけですね。そこ

で、実際の運営を見ますというところ、当該年度だけのバランスを考へておつては、財政の健全な運営ができません。どうしてか、あとに尾を引くものにつきましても、あとのことを考へる。そのうちで、特に最近の現象では、予算外契約というものがほんぼんぼん行われまして、そして、それが後年度の負担になることが、予算に現われずにきまつて形勢が実は少くないのでござい

ます。それは、もちろん事務柄の性質上、契約して一向にかまわぬと思ひますが、そういう場合には、常に翌年度以降に及ぶ状況を考慮してやるようにという、財政運営の基本的な考え方というものを明らかにして、地方団体が合理的にやつてもらひたい。財政法は、そういう財政運営の方針を明らかにする法律でございまして、非常に重要な問題でありますから、これを明らかにいたしておきたい。こういうこととてござい

ます。

○加瀬完君 これは、四條の二というものを入れたところで、別に罰則規定があるわけじゃないわけでしょう。予算外契約、今行われているようなもので、やつぱりやろうと思へば、地方団体はやつぱりやろうと思ひます。ただ、今御指摘のように、地方財政運営の基本を第二條に掲げておるわけですね。その第二條の前項で、十分今のよりな予算外契約の問題なども、行政的には指導も措置もできるのじゃないか。それを、新しく予算外契約ということだけを問題にして、四條の二を入れた結果、実際入れただけのこと、実際の効果というものが何もないじゃないかという気がするので、それはどうですか。

○政府委員(小林興三次君) それは、この法律は別に、運営の基本方針ですから、強制力どころかという問題でもございせんが、現在二條を基礎にして、三條、四條、それから四條の二という、年度間の財源調整の規定も実はあるわけですね。これは、財源の点から見たのでございまして、いわばその前提として、まず、そもそもこういう行為をやる場合には、教年度にわたる財政運営を考慮するということ、これはやつぱり、はつきりしておいた方がよろう。明確にしておけば、それぞれこういう条件を基礎にして、自治団体が自主的な財政運営をやるだろう。それを期待しておるわけですね。

○加瀬完君 そこで、地方財政法というものを尊重して、地方団体が財政運営をしなければならぬ、また尊重するようない一つの風習といひますか、財政運営の確実性といひますか、こういうものを助長しなければならぬという点は、私も同感であります。それならば、やはり第二條の二項の「国は、地方財政の自主的な健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性をそとない、又は地方公共団体に負担を転嫁するようないな施策を行つてはならない」という条項があるわけですね。それと、一部修正が出てお

ります。それと、地方財政再建促進特別措置法といふものは、この第二條の二項の精神からいへば、非常にまだ改正しなければならぬ点が多々あると私も思ひます。この点はどうか。

○政府委員(小林興三次君) 再建促進法につきましては、まあ、いろいろ御

議論があり得ると思ひます。ございませぬ。われわれも、全然問題が一つもないという気はございせん。この改正を考へる場合、いろいろ検討をいたしたのでございせんが、今回の段階におきましては、なお改正する必要もあるまい。滑り出したばかりで、ようやく再建団体が再建計画を基礎にして再建計画をやり出しておるのでございませぬ。その状況推移を見て考えたい。幸いにして、多少財政状況も一般的によくなつておる状況でもございませぬ。その運営を見て、なおかつ、問題があるならば、必要な改正を考へようじゃないか。こういうことで、今度は見送ることになつたのでございませぬ。

○加瀬完君 この地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する問題と、財政法の一部を改正する問題と、知事会等から陳情が私どもの方に出ておりました。これはおそらく自治庁でも御承知だろうと思ひますが、結局行政に、たびたびここで問題になるように、各団体間が格差を生じておるので、もつと標準の行政が行なえるような財政措置といふものを講じてもらわなければならぬといふふうな点が述べられておるわけですね。自治庁は賛成なさいませぬ。

○政府委員(小林興三次君) 今、加瀬委員のおっしゃいましたのは、指定事業についての陳情だと思ひますが、そのうちではありませぬか。

○加瀬完君 指定事業、その他もございませぬ。

○政府委員(小林興三次君) 指定事業の問題につきましては、知事会の要望の趣旨は、われわれも十分承知いたし

ております。これは、財政再建促進特別措置法の政令の問題でございまして、これにつきましては、われわれも現行の政令が十分だとは考へておりませぬ。御案内の通り、再建団体がこのいろいろな公共事業をやる場合には、その仕事は、過去二十七、八、九年度の七五%の仕事を押えたならば、補助率を二割かさ上げをしてやろうと、こういう建前になつておりました。過去の三年間の七五%ということが実は建前になつておるのでございませぬ。これは、その作つたときには、その作つた理屈があつたろふと思ひます。一般的に国の公共事業が伸びる場合には、再建団体におきましても、当然に再建計画面上支障がない限りは、公共事業はさせるのは当然でありまして、単に過去の何パーセントと、こういう組み方をすることが私は必ずしも適當ではあるまい、こういうて、この政令につきましては、全面的に検討しようというので、今大蔵省と折衝しておる最中では、知事会の陳情にありませぬ趣旨の通り考へてはやつております。大体この見るとふえておるのでありまして、それならば、再建団体におきましても、これくらい仕事を伸ばしてやる必要がある。特に再建団体は、未開発地帯が多いのでありまして、そういうところでは、公共事業がある程度やつて、開発の基礎を固めておかなかつたらならぬ。再建期間は七カ年なり八カ年、長いものは十年もかかると、経済的格差が大きくなるばかりでございませぬ。そういう意味で、それはできるだけ、そういう権衡不権衡の生じないような

仕事がやり得るようになり、事業上の考え方を根本的に変えたいというので、まあ折衝をいたしてあります。

○加瀬完君 知事会の指摘してありますのは、主として指定事業でありまして、行政の格差を生じておられるのは、指定事業のみにとどまらないと思つて。投資的経費といふか、指定事業の關係を大きく引つくるめれば、投資的事業關係はいくらかワクをゆるめようという御意向が、自治庁においても政府の点よくわかりました。しかし、格差を生じておられるのは、一般行政の面でも格差を生じておられる点は多々ある、こういう点については、あまり積極的に触れておられない。その格差を生じておられるのがやはり会計法にある。基因しておるところが多いと思つて。こういう点を自治庁としてどのように捕捉しておられるか。

○政府委員(小林興三次君) 一般的に行政も、再建団体が再建計画を達成するために、いろいろ財政的の運営上相当切りつめておられることは、これは私は事実だと思つて。しかし、これはまあ、再建法そのものの法律的な規制から来ておられるものではないのでありまして、まあ再建計画そのものを立てられるか立てられぬかという、それぞれの団体の実情の問題だろうと思つて。法令上きつちと、動きがつかなくなつておられるのがいわゆる指定事業でございます。指定事業は、ある程度補助率を高めなければやうがない。しかしながら、再建団体にだけ特別に金をたくさん出してやつて、どれだけでも仕事をさせるといふわけにはいかぬ。こういうので、一応基準事業量と

いう考え方をとりまして、ある程度仕事を保障するかわりに、仕事の総額は多少は減つてもやむを得ない、こういう考え方をとつておるのでございまして。それ以外の一般の経費につきましては、法令上の問題というよりも、それぞれの団体の再建計画の立て方の問題、立て得る赤字の額と、それを解消し得る団体の財政力とのこれは相関的ながらみ合ひの問題だろうと思つてございまして。ですから、この問題を合理的に解決するためには、むしろやっぱり一般財源の補強の問題として考へなくちゃならないのじゃないか、この再建法そのものの制度的の改廃によつては、その目的は達し難い、そういうわけで、われわれといたしましては、一般的に財源を増強する問題として、その改善をはかつていきたい、こういうふうな存じておるのでございまして。

○大沢雄一君 私、再建団体の指定事業のことが論議されておりますので、これに関連しまして、お伺いやら希望やら申し上げたいと思つて、現在、指定事業の内容、種別等についても再検討が行われておりましたら、○政府委員(小林興三次君) 事業の内容容につきましても検討をいたしてあります。まあお尋ねでございまして、一つ議論になつておられる問題を申し上げますと、大きなのは造林、林道でございます。現行法では、河川、海岸、堤防、砂防、まあ森林につきましては、保安施設がみな入つておるので、あと道路、港灣、漁港、土地改良と土地区画整理、こういうことになっておりました。特に未開発地帯には、

森林資源の開発という問題がありまして、これを入れたらどうかと議論をいたしておるのでございまして、これにつきましまして、なかなか政府部内で話が進まなかつた。と申しますのは、造林、林道は木を植えることと、普通公共事業と違つて、それが、いわば資本財としてのものであつて、議論がございまして。それから林道につきましまして、民有林道については受益者負担金を取るの、特に国が高額補助をする必要はないのじゃないか、こういうので、これはちよつと話がつかぬのでございまして。その他、砂防とかその他の問題につきましまして、地すべりとかいふような問題につきましまして、まあほとんどこれは字句整理程度のものかと思つて、今まで落ちておつたものを、規定を整備したいと存じておられます。

○大沢雄一君 そこで私、お願いしたいのでございまして、指定事業の指定の際、たとえば、同じ河川の橋梁にいたしまして、これが両県にまたがつておるといふような仕事があるわけでございます。そういう場合に、注意をしておられるように、注意をしておられるように、基本的な地方の自主権といふか、自治権といふか、こういうものがある程度生かしてやるか、こういうものがある程度生かしてやるか、そういう立場のものを復活するといふか、こういうことは、もう少し考へてもらつてほしいんじやないかと思つて、この点どうでしょうか。

○政府委員(小林興三次君) これはごもつともございまして。われわれもいたしまして、作つた早々この問題でありますから、すぐにどうこうという

ように、一つ十分御注意をお願いしたいと思つて。○加瀬完君 一応再建団体があの現状におきまして、再建特別措置法が講ぜられたわけでありまして、事情は若干違つてきておられると思つて。しかし、再建法の内容といふものは、どうしても困りきめようが、条件をつけたり変更を加えたり、そういう権限といふものは、自治庁といふか、政府にある限りは、地方の事情に応じて若干修正をしようと思つて、自主的な変更の権限といふのは、全然まだ地方団体にまかせられておられない、こういう財政事情になつてきて、一応また再建計画を実施した結果、非常に行政的な格差を生ずるといふ新しい弊者が出て来たわけでありまして、それらを勘案して、自主的に地方団体において、財政的な事情ともならみ合せて再建計画を変更する権限といふものを地方にもつと確保されてもいい、こういう点については、どのように自治庁は考へておられますか。部分的な修正、部分的な変更といふものはお考えになつておられるようですが、基本的な地方の自主権といふか、自治権といふか、こういうものがある程度生かしてやるか、こういうものがある程度生かしてやるか、そういう立場のものを復活するといふか、こういうことは、もう少し考へてもらつてほしいんじやないかと思つて、この点どうでしょうか。

○政府委員(小林興三次君) これはごもつともございまして。われわれもいたしまして、作つた早々この問題でありますから、すぐにどうこうという

わけにはいきませんが、幸いにいたしまして、財政状況もずいぶん變つてきておられます。それで、あの計画を作つた当時と客観的な事情が變つておりました、作つた当時は、にっちもさつちもいかぬ、再建の見通しもないというので、非常に無理をして、計画の上から見ましても、とてもそれはやれやれでもない計画を作つておられるところがございまして。幸いにして、三十二年度は、財政状況もよくなりましたので、私は、もう一ぺん根本的に再建計画を検討せざるを得ないだらう、こういうふうには存じておられます。まあ税も相当に伸びておりますし、交付税もある程度ふえております。それから、公債費の対策も、不十分でしようが、一部とられております。

まあ片一方ではベース・アップの問題があつたり、昇給の問題があつたりいたしまして、不確定の要素もございまして、そういう問題がみなまれば、もう一度計画を作り変へる必要は私にはあろうと思つてございまして。それで、見通しのついた非常に無理のある部分はある程度調整をせざるを得なくなるのでございまして、そういうことで、もう少しきちんとした計画ができるようになりますれば、そのワケ内で、ごく小さな問題につきましまして、私はあまりとやかく言う必要がなくなつておられるのでございまして、軽微な変更としての扱ひを次第にふやしていくべきだらうと、基本的にはそういうふうにご考へておられます。なお、この市町村の問題につきましても、従来いろいろ中央にきて、めんどろくさいという問題がありまして、これはもう、ほとんど大幅に市町村の計画変更の問題は、府県にこの四月から下すことになつた

府県にこの四月から下すことになつた

してあります、大きな市は別といたしまして、その他のものは、みな府県にまかしてあります。そういうことで、できるだけ運用上支障のないように考えて参りたいと存じております。

○加瀬完君 この改正案の中に、退職の問題がありますが、現在退職債の借入れ状況といいますが、府県だけの単位でもいいですか、どんなふうになっておりますか。それから本年あたり、この退職債による整理状況というものがどんなふうになっていきますか。具体的に言いますと、退職条件というものが退職債を借り入れることによつて何か特別な方法が考えられたか、あるいはまた、その退職債というものを利用することによつて、特別行政整理の進捗というものが具体的に現われているかといったような点について、御調査がありましたら、お話しいただけます。

○政府委員（小林興三次君） 退職債の起債の状況は、実は三月五日現在でございます。三月一ぱいでは、もつとこれは進んでおるはずでございますが、団体数が四百三十二、許可額が八十四、それから該当人員数が二万九千九百人、こういう数字が一応ございます。しかし、実際問題といたしましては、もう退職債は、いわゆる積極的な行政整理というもののとりげも、大体三十一年度で大きなところは越してあります。あと特殊な団体は、もちろん三十二年度に残っておりますが、大勢は大部分越してあります。この金額のうちには、いわゆるほとんど新陳代謝と見ていいものが実は相当に入つておるはずでございます。その内訳がはつきりわか

りませんが、ほんとうに毎年経常的にある程度行われるものは除きまして、少し大幅の新陳代謝とみなすべきものについては、できるだけ退職手当債として見てやろうというわけで、この数字をきめたのでございます。この手当債によりまして、今言う行政整理そのものが何か特別にどう行われておるか、こういう問題は、私は特殊な再建団体等は別といたしまして、もうあまりないのじゃないか、むしろ高給の老齢者にやめてもらつて、そして新しく若い人を採りたい。それがために退職の手当の財源がないというのが大半の大勢だろうと思つて、そこらの細かい資料は、ちよつと今手元にございませぬが、大づかみに申しますと、それがその傾向だろうと存じております。

○加瀬完君 再建団体自体は、退職債を使つて整理計画を進めるという形をとらないで、他の方法で——他の方法で申しますのは、退職に特別条件をつけるような形をとらないで、新陳代謝とか、一般の自然退職というふうな形で、一応計画をいたしました再建法による再建計画に基く整理人員というものを整理しようとしたしておりますために、整理があまりはかどらない、進捗しない、それからいろいろの摩擦を起しておる、こういう事実は、私もいろいろ聞いておるのであります。自治庁は御調査になっておられますか。

○政府委員（小林興三次君） ちよつと、お尋ねの趣旨がよくわからないのですが、退職の条件につきましては、それぞれ団体で、この一時退職金につきましては、それぞれの扱いを私はいた

しておつたろうと思つてございませぬ。これは、退職債の問題と直接関係はございませぬで、退職債は、結局それに要する財源を一般財源でやるか、退職債でやるか、こういう問題でございまして、大いにある程度の数字を考へておるところは、その資金を起債の方で求めておるのでございませぬ。これは、再建団体だけに限りませぬで、非再建団体でも、みんな起債に求めておると思つてございませぬ。お尋ねの問題は、むしろ具体的、退職の条件の扱いが、いかに悪いか、厚いか薄いか、こういうふうな問題が中心じゃないだろうかと思つて存じます。

○加瀬完君 退職債というものが生まれた経過を考へますと、再建団体が再建計画を進捗していく上には、どうしてもやむなく人員整理をせざるを得ない。特別な人員の縮減計画というものを進捗させるためには、退職そのものの条件にも特別な方法を考へなきやならない。といつて、一般財源はない団体でありますから、退職債というものを考へてやろうという形で、退職債というものが再建計画の中に大きく浮び上つてきたと思つております。ところが、現実の退職債というものは、再建団体に非常に使われておるかといつと、再建団体は、新しく赤字のふえるのをおそれ、なるべく退職債を借らないという方法をとつておるところが多いのじゃないかと思つて、そのために、整理をしなければならぬけれども、特別な条件はつけたくない。退職債という新しい負担を生じたくない。そこで、過酷な条件で退職を進めておる、こういうふうな事例が再建団体に多いと私も承知をしておるわけ

ですが、自治庁の御見解はさうではな

いのですか、こういう点です。
○政府委員（小林興三次君） それは、今お話のようなことは、私はないと思つております。再建団体におきましては、再建計画の上ある程度職員組織を合理化したいというのが大きな問題の一つでございまして、そのために必要な財源として退職債は、まあ公債費で将来にあとに尾を引くからといって、退職債を遠慮して計上しておることは私はなからうと思つてございませぬ。自治庁といたしましては、必要な退職債ならば、これはつけておるはずでございます。具体的問題は、さうじゃないに、一般の退職条件としての退職金の計算の仕方が、多少団体によつて違ひ得るのじゃないか、こういう問題だろつと思つて存じます。これも、われわれといたしましては、国の退職金の法律がございまして、その法律に準ずるよう

に、地方では条例を作つておるはずでございまして、大体国並みのことはみなやつておるはずだと思つて存じます。それ以上特別にやつておるところがあるいはあり得るかと思つて存じます。一般的には、国並みの退職金は当然にやつておるはずだと思つて存じます。

○加瀬完君 私の伺つておりますのは、退職債がどうして生まれたかといふ、その目的を現実においては現わしておらないのじゃないか。再建団体は、人員の整理をするといふことは一つの至上命令みたいな形でかぶさつてきておりますから、人員の整理はするわけですが、何とか退職債によらない方法というものでやつておるといふのが再建団体の大体的傾向じゃないか。三十一年度以降、再建団体で、退職債を

借りないで人員整理を進めておる団体はございませぬか。あるいは整理人員の割に退職債というものの借り方が、自治庁で考へて、少いじゃないかという団体はございませぬか。

○政府委員（小林興三次君） 私は、その再建団体で退職債が少いという団体は、これは私にはなからうと思つて存じます。必要なのは、全部こつちも見ておるわけでございます。ただ、退職債は、いわゆる整理退職が中心でございまして、普通の新陳代謝につきましてはつけておりませぬ。大層なやつはちよつと一割とか五割……パーセントは忘れましたが、五割ぐらいのものは差し引いて、さうしてそれ以上のものにつきました。みんなつつけようという運用をいたしております。それで、再建団体のところを特別に押えておるといふことはもちろんありません。ただ、これは再建団体も考へました。非再建団体でも、多量に職員組織を合理化しようとする整理退職にはみなつつけようという考へ方でおりますので、もちろん、非再建団体にも、必要なところにはみなつつけております。そこらの点は、再建団体に特別にどうこうといふことはございません。

○加瀬完君 私は、再建団体に自治庁が退職債の出し借しをしてみると、さういふことを言つておるんじゃない。退職債を借りて退職を進めておるのが、むしろ再建団体でない方に多くて、再建団体は、退職はさせるんだけれども、退職債を借ると、新しい赤字の原因になるというので、退職債の借り借しをしておる形になっておるので、退職の条件が悪くなる、そこで、初め

計画したような整理の進捗率というものをあげ得ない、また、その関係の公務員は、他の再建団体でない公務員の退職と比べると、悪い条件に置かれておる、これが大体今の傾向ではないか、こういふ点を伺っておるんです。

○政府委員(小林興三次君) それは、どうもちょっと、私の方の認識は違ひまして、借り借しみをしておるということとは私はないと思うのです。借り借しみをしておるがために退職の条件が逆に悪くなつておると、こういふ点を御心配のようでございますが、退職の条件というものは、条例でびしっときめておりました、その条例は、国家公務員に準ずる扱いをいたしておるのでございませう。それでございませうから、その条件通りのことはみなやっております、そして、それに必要な退職金を求めておる。再建団体が退職金を借り借しみをすると、これは、私は、私はいはずだと存じております。何か具体的事例でもあれば、一つ御連絡願いたいと思ひます。

○加瀬完君 逆に、それじゃあなたの方で、退職金を借りておる団体の、府県だけでもいいから、団体の名前、それから退職金の額、それから、退職金による整理人員、それから退職の条件、この一覧表を出して下さい。

○政府委員(小林興三次君) 府県別の数字と金額は、これは許可しておりますから、私の方でもすぐわかりますから、まあそこにも、ちょっと古いですが、資料がありますから、いつでも報告いたします。それから、退職の条件というものは、今のお話の通り、退職金に対する条例の問題でございまして、これは、今私のところの手元にござい

ません。準則はもちろんございませう。準則はもちろん差上げていいと思ひますが、府県の個々の条例になれば、少し集めなければ、手元にはないのございませう。

○加瀬完君 私がこういふことを伺つておりましたのは、結局再建計画を実施したあとからの退職金に対して利子補給をするという事は、非常に必要なことだと思ひます。このことについては、私は法案そのものについては賛成なんです。しかし、こういふような利子補給をしなければならぬという現実、今私がいろいろ伺ひましたように、現実には、退職の条件というものが、再建団体は再建団体でない団体に比べて非常に悪い。退職金を借りて、もつと優遇すればいいじゃないかということであつたはずなんですが、その退職金を借りて優遇するということも考へておられない。具体的に言うならば、たとえば東京都と、どこでもいいです、再建団体あるいは再建団体に近い、関東なら、千葉でも茨城でも、比べてみた場合に、退職の条件からいっても、あらゆる条件が悪い。何も東京と同じにしろということじゃないんですけれども、それを緩和して、退職しやすさ、させやすさ、いろいろな方法を講ずれば、いざという時に与えられておるごとの権利といひますか、特権といひますか、そういうものも事実使つておられない、これが現状じゃないか。それでは、これはいろいろの差を生ずる差を生ずるといふ言葉が出ますが、退職させるにいつても、非常に団体によつて優遇されるも

のもあれば、優遇されないものもある。こういふことでは、ある程度人員整理という計画を立てても、人員整理を進めようがないのです。そこで、取り違えておるのが現状じゃないか。そこでもつと、退職金というものがどうして設けられたものか、再建計画で人員整理をするときにこれがどう使われるべきものかという点は、具体的に法の通りに利用されなければならぬ。さういふ点を自治庁はもつと的確に資料をつかんでもらいたいということなんです。

○政府委員(小林興三次君) 御趣旨はよくわかりました。結局私は、退職金の問題でなしに、退職の条件の問題だと思ひます。それぞれの府県が退職する場合の手当の出し方の問題でございまして、きまつた出し方につきまして、必要な起債をつけておるわけですね。これは、東京の話が出たから、あるいは東京に比較がありましようと思ひますが、多にこしたことはございませうが、現在の建前は、この退職手当に準ずるものを条例で作つておる。私は、その条例の線は、どこの県も、再建団体でも、みんなやっておりますはずだと思ひます。だから、一部の富裕な県がそれよりも条件がいいというものがあつたら、そのことの比較が出てくる問題じゃないか。われわれといひましたし、やつぱり国並みにやるという建前を基礎にして再建団体がやつていただくのが普通の筋だろ、こういふふう存じておられます。

○加瀬完君 その条例は、再建計画の団体のように、大量に整理をする場合の条例というものは、ないはずで、通常これは退職する者に対する条例で

あつて、大量に特別整理をしなければならぬ場合は、それらに対する特別条例なり条件というものが出されなければならぬ。その場合に退職金という問題が出てきた。ところが、その精神というものは、一つもさういふふうに見られておらない。これではだめじゃないか。

○政府委員(小林興三次君) もう一度お答えいたしますが、その条例には、普通の何でもない任意退職の場合と、整理退職の場合と、率の扱いを別にしておりまして、組織機構とか定員を減らした場合に、特に高率になっておるのでございませう。今、手元にございませうが、このそれぞれ段階を設けておりまして、整理退職なら整理退職に必ずおるようには、実は一応考へておるのでございませう。

○加瀬完君 それはわかりませう。だけれども、それよりもつと過度に整理をしなければならぬというものが再建計画の整理でしやう。それならば、やつぱり新しい条例を制定するといふ行政指導といふものが伴わなければ、これは再建計画が一方的に、公務員なら公務員だけにしわが寄つてきて、それによつて行政整理といふことの節減計画だけが進められるといふことになると、特別にここに整理をしなければならぬといふならば、特別の条例が作られるはずなんです。そのために財源として再建債といふのができたんです。いつも条例や法律ができて、財源がなくて困つておるんだけれども、これは財源ができて、財源が具体的な方法になつて現われるところの条例その他のものが伴つておらないといふことにならざると思ひます。こう

いふ点、はなはだ田舎を欠いておると私は思ひます。

○政府委員(小林興三次君) これは結局、御趣旨はよくわかりました。こういふ整理退職では、もう少し従来の方式と違つた手当を考へるべきじゃないかといふのが根本の御主張だろと思ひます。

それで、先ほど申しました通り、国の方でもあの特別の条例を作りますときは、大幅の行政整理をやつたときに、整理退職の場合は特別の高額にせなければいかぬ。こういふ考へ方で整理退職、勧奨退職、それから任意退職といふようなことで、実は段階を設けてやつたわけでございます。そこで、現在行われておりますのは、そのうちの純粹の整理退職になるか、私は勧奨退職だろと思ひますが、さういふ建前でやつておるのだからと思ひました。私は、一応退職金の額をいたしまして、まああの程度がほどほどじゃないか。実際の数を見ましても、再建団体だけでございませう、全体の府県におきまして、ある程度の職員は、今のところは、大体国に準ずる建前でいいんじゃないか。なおこれは、多くの御意見もございませうから、さうしたものにございましては、なお検討したいと思ひます。

○加瀬完君 最終に二つ、希望を申し上げておきます。それは、さつき私がお願いいたしました資料を確実に調べてお出し下さるが、あなたのおっしゃつておることが妥当であるか、私の質問がいいか、おわかりになると思ひます。その資料を出していただきたいと思ひます。私の質問し

ておる。再建計画が一方的に、公務員なら公務員だけにしわが寄つてきて、それによつて行政整理といふことの節減計画だけが進められるといふことになると、特別にここに整理をしなければならぬといふならば、特別の条例が作られるはずなんです。そのために財源として再建債といふのができたんです。いつも条例や法律ができて、財源がなくて困つておるんだけれども、これは財源ができて、財源が具体的な方法になつて現われるところの条例その他のものが伴つておらないといふことにならざると思ひます。こう

いふ点、はなはだ田舎を欠いておると私は思ひます。

○政府委員(小林興三次君) これは結局、御趣旨はよくわかりました。こういふ整理退職では、もう少し従来の方式と違つた手当を考へるべきじゃないかといふのが根本の御主張だろと思ひます。

ているのは、利子補給をしたって、再建債の借り手がなければ、利子補給の意味がないじゃないか。法律を改訂した意味がない。そこで、利子補給をして再建債を借りさして、そして今のよりの退職債に対する措置を講じさせたいというなら、その退職債が確実に目的を達するよう行政措置というものを伴わなければ意味をなさない。その行政措置を伴っていないと思うので、この点、御留意を願いたいということなのです。

○委員長(本多市郎君) 他に御質疑はございませんか。

○鈴木壽君 実は、委員長にお願いしたいのですが、直接きょうのこの改正部分に対するそれではなしに、再建法なり、そういうものに関連したいろいろの問題についてお尋ねしたいことがあるのでございますが、これははいずれ、たとえば地方財政計画というよりな格好でもお許しただければきょうはやめますが、私やるとすれば、もう二、三時間ほどある……。

○委員長(本多市郎君) ただいまの質問、いつでもけっこうでございます。地方制度全般の改正についての検討は、そういうことで後日研究を……。

他に御質疑はございませんか。
○占部秀男君 希望だけ。さっきお伺いした第六条の問題ですが、小林さん。この政令をきめるときに、事業対象、対象となる事業をよく一つ調べていただきたいと思うことは、簡易水道というよりなものは業態がはっきりしておりますが、屋場なんかは、地方を歩くと何か二、三人でちょこちょこやっているところがある。特別会計にして、それでほんとうにいいものかどうか

かという、かえって特別会計にしたことの方が複雑になってしまつて、どうもやりにくいということが私は出てくると思う。そういう点の何か幅のあるものを考えていただかなければならないというように希望しておきます。

○鈴木壽君 今の説明で、たとえば港灣の埋め立てとかいっても、これは、利益があがって行くのはいつのことだかわからない。急に今使うために埋め立てする場合と、長い将来に備えてやる場合とあると思うのですよ。その場合に、それを特別会計にして、実質的に経理が債権のないよりな格好で、ずっと長くやっていくことがいいのかどうかというところもありますし、これは、今の占部君のお話のように、政令としてきめる場合に、そういうものを含めたとしても、実際の適用の場合はいろいろ問題があると思います。私は、そういうよりな感じがいたします。

○政府委員(小林興三君) 今いろいろ御意見のありましたことを十分検討いたしましたので、政令を作りたく存じております。

○委員長(本多市郎君) 他に御質問はございませんか。……御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めて、直ちに討論採決に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 他に御質問はございませんか。……御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めて、直ちに討論採決に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 他に御質問はございませんか。……御発言もないようでありますから、質疑は終局したものと認めて、直ちに討論採決に入りたく存じますが、御異議ございませんか。

○加瀬源君 質問の中にお答えがございましたが、これは、地方財政再建促進特別措置法は、一部の修正だけにとどまらないで、全面的に御考慮を願うということをお前提として、賛成いたします。(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(本多市郎君) 他に御発言はございませんか。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて採決に入ります。

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【賛成者挙手】

○委員長(本多市郎君) 全会一致であります。よって本案は、全会一致で決定いたしました。

なお、本院規則第四百条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) 御異議ないものと認めて、さよう決定いたします。それから、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 大沢 雄一 | 小林 武治 |
| 吉江 勝保 | 館 哲二 |
| 森 八三一 | 安井 謙 |
| 小柳 敦衛 | 加瀬 完 |
| 鈴木 壽 | 占部 秀男 |

○委員長(本多市郎君) 本日は、これにて散会いたします。
午後零時五分散会

四月十九日本委員会に左の案件を付託された

- 一、公職選挙法改正に関する請願 (第一八二八号)
- 一、公給領収証制度廃止に関する請願 (第一八三九号)

第一八二八号 昭和三十三年四月六日受理

公職選挙法改正に関する請願
請願者 兵庫東洲本市外通町七丁目 南垣
紹介議員 竹中 恒夫君

主権在民の正しき実現のためには、先ず公職選挙法を改正する必要があるから、(一)立候補者供託金の全廃、(二)在来のごとき選挙運動の全廃、(三)選挙公報の内容型式を統一整備し充実を図り判断し易いものとする、(四)候補者の国民推薦制の実施、(五)選挙区は全国区とすること、(六)定員は半減すること、(七)選挙は国民の義務とすること等の措置を講ぜられたい。これらの実施は、次回の選挙から断行するよう予算措置についても特段の配慮をせられたいとの請願。

第一八三九号 昭和三十三年四月六日受理

公給領収証制度廃止に関する請願
請願者 東京都中央区銀座東七ノ六全国観光社交事業
連盟内 榎本明三
紹介議員 森中 守義君

を全く無視した業界の実状にそわない悪法であり、前国会の衆、参両院においてこれが改廃を次期国会において講ずるとの附帯決議がなされたのであるが、本国会に提出された地方税法一部改正の要綱には片側の言及もなく、あまつさえ両院の附帯決議が葬り去られようとしていることは遺憾であるから、すみやかに本制度を廃止せられたいとの請願。